平成２４年（再イ）第３３３号
福岡県筑紫野市美しが丘南３丁目７番地14
再生債務者　森　　晴樹
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月26日まで
平成25年３月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３３４号
福岡県筑紫野市美しが丘南３丁目７番地14
再生債務者　森　　美紀
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月26日まで
平成25年３月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第４４号
長崎県長崎市岩見町５番９号
再生債務者　山野　康彦
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月27日まで
平成25年３月11日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第１４０号
福岡市西区今宿青木1058番地１
再生債務者　三根　辰夫
1　決議に付する再生計画案　平成25年１月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月28日まで
平成25年３月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第２９９号
福岡県宗像市田熊３丁目７番17―304号
再生債務者　永松　竜也
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月28日まで
平成25年３月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第３０５号
福岡県糟屋郡志免町志免東２丁目４番８号
カーサ・エスパーダH101号
再生債務者　今泉麻里子
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月28日まで
平成25年３月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第５０４号
福岡県大野城市中央２丁目５番17―402号
再生債務者　賢工房こと　木寺　賢一
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月29日まで
平成25年３月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第２８３号
福岡県筑紫郡那珂川町後野２丁目１番２―201号　インプレスアクア那珂川
再生債務者　千歳　淳子
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月29日まで
平成25年３月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第４８号
岡山県赤磐市岩田557―１オーランド岩田205号
再生債務者　出口　　浩
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年４月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月１日まで
平成25年３月11日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第９７号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目５番26号
再生債務者　大瀬良博司
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年４月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月１日まで
平成25年３月11日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第５２号
広島県東広島市高屋町小谷1406番地152
再生債務者　貞満　辰美
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年４月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月８日まで
平成25年３月11日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第３５０号
名古屋市港区港北町３丁目43番地メゾン港北３―Ｂ
再生債務者　鈴木　浩二
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再口）第１４号
福岡市南区大池１丁目23番15号
再生債務者　北原富士子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月１日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月８日から平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再口）第８号
大阪市鶴見区横堤２丁目15番１号
再生債務者　寺川　和生
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月８日から平成25年４月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再口）第１０号
福岡市東区筥松新町６番３―707号
再生債務者　蕗谷　勝由
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再口）第２１号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目２番３号ノアハウスA102
再生債務者　浅野　智之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月11日
横浜地方裁判所第３民事部